

第1章 計画策定にあたって (P1～)

1 計画策定の趣旨 (P1)

本計画は、障害福祉サービスの提供体制の確保と円滑な実施に向けて、国が定める基本指針や県の策定方針に即したものとなるよう配慮しながら、下記の点について定めたものです。

- ・障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標
- ・各年度における障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその確保策
- ・地域生活支援事業の実施に関する事項

2 計画の位置付け (P1)

「障害者総合支援法」に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」に基づく「市町村障害児福祉計画」として、また、「山口市障がい者きらめきプラン」の目標実現に向けた数値目標を定めた実施計画として策定しました。(障害福祉計画と障害児福祉計画は一体的に策定。)

3 計画の期間 (P2)

国の基本指針に基づき、計画期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

4 計画の策定体制等 (P2)

関係者や市民からの意見を反映させるため、学識経験者、障がい福祉団体関係者、公募によって選ばれた市民等で構成される「山口市障がい福祉施策懇話会」を設置し、また、各関係事業者等で構成される「山口市地域自立支援協議会」やアンケート調査、ヒアリング調査などの意見を踏まえながら、協議を進めてきました。

第2章 障害福祉サービス等提供体制確保に関する成果目標 (P8～)

1 施設入所者の地域生活への移行(P8～)

施設に入所している障がい者が、今後、自立訓練等を利用し、グループホームや一般住宅等での地域生活を送ることができるようになることを目指した成果目標。

- 【成果目標①】地域生活移行者数 5人(令和4年度末時点の施設入所者の1.9%)
- 【成果目標②】施設入所者の削減数 5人(令和4年度末時点の施設入所者の1.8%)

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(P11～)

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む)にも対応した地域包括ケアシステムの構築についての成果目標。(成果目標は、県が設定。)

3 地域生活支援の充実(P15～)

相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の機能を集約する拠点の整備等についての成果目標。

- 【成果目標①】拠点等の整備及びその運用状況の検証及び検討(年1回) ※令和5年度末に拠点等を整備
- 【成果目標②】強度行動障害を有する障害者に関する支援体制の整備 **新規**

4 福祉施設から一般就労への移行等(P19～)

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を推進するための成果目標。

- 【成果目標①】一般就労移行者数 25人(令和3年度の一般就労移行者数18人の1.28倍)
(就労移行支援事業から12人、就労継続支援A型事業から7人、就労継続支援B型事業から6人)
- 【成果目標②】就労定着支援事業の利用者数 16人(令和3年度の利用者数11人の1.41倍)
- 【成果目標③】協議会等を設けての取組の推進 **新規**

5 障害児支援の提供体制の整備等 (P22～)

障がい種別ごとのニーズやライフステージに応じて、身近な場所で障がい児支援が提供できる体制整備等についての成果目標。

- 【成果目標①】児童発達支援センターの設置
- 【成果目標②】障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築 **新規**
- 【成果目標③】主に重症心身障害児を支援する事業所の設置
- 【成果目標④】医療的ケア児のための協議の場の設置等 ※本市については全て整備済み

6 相談支援体制の充実・強化等(P24～)

相談支援体制の充実・強化等に向けた体制を確保するための成果目標。

- 【成果目標①】基幹相談支援センターの設置及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保
- 【成果目標②】協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等への取組等 **新規**

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築(P29～)

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築するための成果目標。

- 【成果目標】障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築

障害福祉サービス等の体系 (P7)

1 総合支援法に基づくサービス	
(1) 訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
(2) 日中活動系サービス	生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所
(3) 居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援、自立生活援助
(4) 相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
(5) 発達障害者等に対する支援	ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング、ペアレントメンター、ピアサポート
2 児童福祉法に基づくサービス	
(1) 障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援
(2) 障害児入所支援【県事業】	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
(3) 子ども・子育て支援	保育所、認定こども園、放課後児童クラブ
3 地域生活支援事業	
【必須事業】	
(1) 理解促進研修・啓発事業	講座の開催・広報活動等
(2) 自発的活動支援事業	ピアサポート・災害対策・孤立防止活動支援・社会活動・ボランティア活動支援
(3) 相談支援事業	障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業
(4) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用にあたっての費用助成
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	法人後見制度実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 等
(6) 意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業・手話奉仕員派遣事業・要約筆記者派遣事業・手話通訳者設置事業
(7) 日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具・自立生活支援用具・在宅療養等支援用具・情報意思疎通支援用具・排泄管理支援用具 等
(8) 手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修の実施
(9) 移動支援事業	ガイドヘルパーの派遣
(10) 地域活動支援センター事業	地域活動支援センター(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型)での通所サービスや意識啓発事業 等
【任意事業】	
(11) 市が自主的に取り組む事業	日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、社会参加支援事業

第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策 (P32~)

第2章で定めた、成果目標等を達成するために必要な、総合支援法に基づくサービス提供量等の見込みとその確保策を定めます。

- 訪問系サービス(居宅介護、同行援護 など)
人材の育成や確保に努め、サービスの充実を図ります。
- 日中活動系サービス(生活介護、就労継続支援B型 など)
日中活動の場を確保するため、人材の確保とともに、引き続き事業所の確保を図ります。
- 居住系サービス(共同生活援助、施設入所支援 など)
重度障がい者の受け入れが可能な日中サービス支援型共同生活援助の開設に向けた働きかけを行います。
- 相談支援(計画相談支援 など)
障害福祉サービスが円滑に利用できるよう相談支援事業所の新設に向けた働きかけや人材の確保・育成を図ります。
- 発達障がい者等に対する支援
発達障がい児者及び家族等への支援体制を確保するための取組を行います。

第4章 児童福祉法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策 (P47~)

第2章で定めた、成果目標等を達成するために必要な、児童福祉法に基づくサービス提供量等の見込みとその確保策を定めます。

- 児童発達支援、放課後等デイサービス
障がい児が必要な支援を受けることができるよう、提供量の確保を図ります。
- 居宅訪問型児童発達支援
事業所開設に向けた働きかけを行います。

第5章 地域生活支援事業の必要な量の見込みとその確保策 (P54~)

第2章で定めた、成果目標等を達成するために必要な、地域生活支援事業の量の見込みとその確保策を定めます。

1 必須事業 (P54~)

総合支援法に基づき実施する、市町村が、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業のうち、障がいのある人の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスを「必須事業」として実施し、その必要な量の見込みと確保策等について定めます。

- 理解促進研修・啓発事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などを引き続き実施します。

2 任意事業 (P65~)

地域生活支援事業のうち、市町村が自主的に取り組む「任意事業」について、必要な量の見込みと確保策等について定めます。

- 日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業などを引き続き実施します。

第6章 計画の推進(P69)

「PDCA」サイクルに基づいた計画の進捗管理を図るため、「山口市障がい福祉施策懇話会」「山口市地域自立支援協議会」と協議を行いながら、各施策の実施状況などを点検します。